

方 法 意 見 書

ジー・イーテクノス産業廃棄物処理施設設置事業環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する横浜市環境影響評価条例第12条第1項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中田 宏

第1 対象事業

1 事業者の氏名及び住所

氏 名：株式会社 ジー・イーテクノス

代表者：代表取締役 柳 学

住 所：愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：ジー・イーテクノス産業廃棄物処理施設設置事業

種 類：廃棄物処理施設の建設

3 事業実施区域

横浜市神奈川区恵比須町8番地

第2 審査意見

1 全般的事項

ジー・イーテクノス株式会社は、現在、神奈川区恵比須町8番地の昭和電工株式会社横浜事業所敷地内の一画（以下「計画地」という。）を借地し、工場跡地の調査や売買、都市開発等の際に発見された汚染土壌を受け入れ、これを選別処理することによりセメント原料等とする事業を行っており、今後、汚染土壌を洗浄して建設資材とするための施設の設置を計画している。本事業は、汚染土壌中に含まれる粗大粒や土壌汚染現場から排出される産業廃棄物をセメント原料として資源化するため、これらを破砕処理する産業廃棄物処理施設を計画地に設置することを目的としている。

本事業は産業廃棄物中間処理施設の新設の事業であり、計画地及び計画地外（昭和電工株式会社横浜事業所内）に設ける緑地を合計した敷地面積が11,460平方メートル、建築面積の合計が5,820平方メートルであることから、横浜市環境影響評価条例に規定する第1分類事業に該当する。

本事業では汚染土壌及び産業廃棄物の搬入に片道最大202台／日の車両が運行し、処理後の土壌及び産業廃棄物の搬出に片道最大58台／日の車両及び1.2隻／日の船舶が運行する計画となっている。

計画地及びその周辺地域の都市計画法で定める用途地域は、工業専用地域である。計画地の南側は横浜港に面し、東側は搬出入車両の経路として用いる道路に接し、道路を挟んで工場、事業場が立地している。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意して環境影響評価を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 事業計画

- ア 洗浄施設の処理工程について、平易かつ詳細に準備書に記載すること。
- イ 受入土壌の性状の把握方法を準備書に記載すること。
- ウ 汚染土壌がセメント原料となる理由を準備書に記載すること。

(2) 環境影響評価項目

ア 存在・供用時

(ア) 大気汚染

汚染土壌の運搬船の燃料は、良質なものを使用するとしているが、これを担保する措置を準備書に記載すること。

(イ) 地域社会

- a 交通混雑については、搬出入経路が幹線道路と平面交差する地点において予測評価を行うこと。
- b 交通混雑に係る現況調査にあたっては、各交差点における渋滞の有無を確認し、渋滞があると把握した場合には、渋滞長の時間変動を観測し、その結果を踏まえた予測評価を行うこと。

(ウ) 景観

新たに建築する建物の高さは24.3mであり、周辺には市民等の一般的な眺望地点が存在しないことから環境影響評価項目に選定しないとしているが、その根拠を明確にし、準備書に記載すること。

参考資料一覧

- 1 船舶のA重油の使用について
- 2 分析結果の例
 - (1) 選別施設入荷検査例
 - (2) 洗浄施設分析例
- 3 洗浄施設での分級理由について
- 4 洗浄に使用する薬剤について
- 5 参考（方法書の修正等）
 - (1) 洗浄施設のフロー（方法書 17、18 ページの修正及び設備模式図）
 - (2) 特定有害物質の指定基準の単位（資料編 107 ページの表の修正）